

機密保持に関する調査結果（中間報告）

平成24年6月29日
機密保持に関する調査チーム

1 調査の趣旨

平成24年5月30日付けの読売新聞朝刊記事を契機に、一般社団法人農林水産物等中国輸出促進協議会（以下「協議会」という。）の事業に係る農林水産省内部文書が外部に提供されていた可能性が判明。岩本副大臣をチーム長とする「機密保持に関する調査チーム」（構成：別紙1。16ページ）を設置し、機密保持に係る問題が無かったかどうか聞き取り等により調査を実施。

2 調査の方法

(1) 資料の特定等

- ① 外部に提供された資料を特定するため、協議会代表理事（元農林水産省顧問。以下「代表理事」という。）への対面による聞き取り調査を実施。
- ② 特定された資料のうち機密性の高い資料（機密性3）について、入手ルート、中国大使館李元一等書記官への資料の提供の有無等を代表理事に確認。

(2) 省内外の聞き取り調査

(1)の機密性3の資料について、資料の提供を受けた者及び作成者に対し、代表理事、李元一等書記官等外部への提供の有無等について聞き取り調査を実施。

(3) 報道機関からの取材に基づく調査

協議会関係の公電が当省から外部に提供されたとの報道機関からの取材等を基に調査を実施。

(4) 代表理事から提供された資料の分析

代表理事から、現在保有している資料の提供を受け、分析を実施。

※ これらの調査の方法のうち、「聞き取り調査」に基づく事実関係の整理においては、聞き取り対象者の了解を得て対象者本人が記入した調書に本人の署名を得ることを原則としているが、一部に、聞き取り対象者の

了解を得て聞き取り調査を行い、かつ、聞き取りの結果をインタビュアーにおいて極力正確に再現した聴取結果を根拠資料に用いているものがある。この点、後者の聴取結果については、一部に聞き取り対象者の署名を得る等により伝聞過程の払拭がなされていないものがあるため、インタビュアーにおける再現の完全性について後日議論がある可能性があるが、いずれも承諾を得て複数者から聞き取りを行っていること、客観的証憑との矛盾が存在しないこと等からすれば、本件における調査の趣旨との関係では、調査チームの事実認識の根拠とすることに不足はないものと考えている。

3 調査の結果

(1) 代表理事への聞き取り

代表理事からの回答は、次のとおり。

- ① 顧問退任後に、機密性の高い文書をもらった記憶がある。筒井前副大臣からは、もらっていない。
- ② 自らが保有していた資料を報道関係者等に渡したり、勝手に持って行かれたりした。時々会議室に置きっぱなしで紛失することもあった。
- ③ 自分が入手した機密性の高い資料は、全て処分し、手元にはない。
- ④ 李元一等書記官への資料の提供及び内容の説明は、一切行っていない。
- ⑤ (報道機関が保有しているとの具体的な情報に基づき、下記の資料 a -
 - ① (22ページ)、資料 b (34ページ)、c (36ページ) 及び d (38ページ) を示して聞いたところ) 自分が入手した資料の中に、これら 4 つの「機密性 3」の資料が含まれていたと記憶している。ただし、資料 a - ①については、内容は同じだが、1 枚目の上部に空白があった気がするとしている。
 - a 「今後の米の需給見通しについて」(副大臣説明用。以下「資料 a - ①」という。)

(資料の内容)

原発事故後の国内の米の需給状況等も踏まえ、資料作成時の段階で 20万トンの国産米が輸出されることがアナウンスされた場合の市場へのインパクトに関し説明するもの(平成23年12月。生産局作成)

資料 a には、筒井前副大臣説明用(資料 a - ①)と鹿野前大臣説明用(資料 a - ②。28ページ)の2種類の書類が存在。
外部に提供された資料は、副大臣説明用に作成した資料と調査チームが確認。(詳細は、別紙 2 (17ページ) 参照)

- b 「公電の不適切な情報管理に関する対応について（中間報告）」（以下「資料 b」という。）

（資料の内容）

平成24年3月14日から16日にかけてそれぞれ外務省から農林水産省が接受した日本産食品の対中輸出に関する公電の写し3通が外部に提供されたことについて、筒井前副大臣の指示で職員126名を対象に聞き取り調査を行った結果（全員が外部に渡していないと回答）及び再発防止策を報告するもの（平成24年4月10日付け。秘書課作成）

- c 「雑誌EL NEOS（4月号）の記事に関する確認について」（以下「資料 c」という。）

（資料の内容）

協議会が行う日本産食品の対中輸出促進の取組に対し、農林水産省幹部が「危ない」、「（関連団体に）“警告”した」等の発言を行ったとする雑誌記事について、幹部職員42名に事実確認を行った結果（全員が発言していないと回答）を報告するもの（平成24年4月10日付け。秘書課作成）

- d 「中国への輸出に関する指摘についての確認結果（中間報告）」（以下「資料 d」という。）

（資料の内容）

協議会が行う日本産食品の対中輸出促進の取組に対し、農林水産省職員が後ろ向きの対応をしているとの指摘について、事実関係を調査した結果を報告するもの（平成24年4月10日付け。秘書課作成）

- ⑥ 4つの資料の入手先については、以下のとおり回答。

ア 資料 a－①については、平成23年12月の初旬～中旬に鹿野前大臣から入手。

イ 資料 b、c 及び d については、（平成24年4月10日に農林水産省の事務方が筒井前副大臣にこれらの資料を報告した際に同席していた）農林水産省外のA氏から入手。

(2) 省内外の聞き取り

- ① 資料 a（「今後の米の需給見通しについて」）

ア 副大臣説明資料（資料 a－①。外部に提供された資料）に関する聞き取り

- i 省内で資料の配布を受けた者及び資料の作成者は、7名（記憶が定かでない1名を含む）。
- ii 筒井前副大臣の回答は、以下のとおり。
 - ・ 資料 a-①について、代表理事及び李元一等書記官を含め、外部に資料を提供したり、内容の説明はしていない。
 - ・ 代表理事に対しては、機密文書を見せたり渡したりしたことはない。公表資料や公表してもよい資料は渡しているかもしれないが、覚えていない。
 - ・ 李元一等書記官に対しては、機密でない文書を含めて一切渡したりしたことはない。
- iii 職員6名全員が、代表理事及び李元一等書記官を含め、外部に資料を提供したり、内容の説明はしていないとの回答。

（ 資料配布先：筒井前副大臣、前副大臣秘書官、今井生産局長、
今城同局農産部長、同局総務課長
資料作成者：生産局農産企画課長、同課食糧調査官 ）

イ 大臣説明資料（資料 a-②）に関する聞き取り

- i 省内で資料の配布を受けた者及び資料の作成者は、13名（記憶が定かでない1名を含む）。
- ii 鹿野前大臣の回答は、以下のとおり。なお、鹿野前大臣本人が受け取った資料が保管されており、28ページの資料 a-②は、当該保管されていた資料をそのままコピーしたもの。
 - ・ 代表理事に対し、米の20万トンを直ちに出せるかについて、色々解決しないといけない問題があるという趣旨のことを話してきた経緯は覚えているが、文書を渡したりはしていない。
 - ・ 李元一等書記官及び外部に資料を提供したり、内容の説明はしていない。
- iii 職員12名全員が、代表理事及び李元一等書記官を含め、外部に資料を提供したり、内容の説明はしていないとの回答。

（ 省内資料配布先：鹿野前大臣、前大臣事務秘書官、
前大臣次席秘書官、町田事務次官、
本川官房長、武本政策研究所長、
針原食料産業局長、今井生産局長、
今城同局農産部長、同局総務課長、
同局農産企画課総括補佐
省内資料作成者：生産局農産企画課長、同課食糧調査官 ）

面談することが続いていたので、あえて代表理事と一対一で面談し、資料を提供したり、内容の説明をしたりする場面はなかった。

iii 李元一等書記官に資料を提供したり、内容の説明はしていない。

ウ 資料の代表理事への流出経路

i 資料 b、c 及び d を作成し、又は受け取ったことが確認されているのは、筒井前副大臣、町田事務次官、本川官房長、櫻庭食料産業局審議官、秘書課長、同課調査官及び同課監査官並びに A 氏の計 8 名だが、いずれも、代表理事に資料を提供していないと回答。

ii 以上から、資料 b、c 及び d が何らかの経路で外部に提供されたと考えられるが、現時点では、流出経路を特定できていない。

4 報道機関からの取材に基づく調査

(1) 公電の写し

① 調査の端緒

当チームの調査期間中、報道機関から、平成24年3月15日に筒井前副大臣室のFAXから、協議会関係の公電の写しが発信され、外部に提供されているのではないかとの取材を受けた。

② チームによる調査

ア 報道機関から取材を受けた本川官房長は、示された資料について以下を確認。

i 資料 b で不適切な管理が指摘された公電の写しの 3 通（資料 e。41 ページ）のうち、平成24年3月14日又は15日に農林水産省が接受した 2 通（注）のいずれかの 1 枚目であった。

ii 資料の上部にFAXの履歴が印字されており、平成24年3月15日の日付が記載されていた。

(注) 2 通の公電の写しの概要

在中国日本大使館からの公電の写しで、中国国家質検総局から同大使館に対し、以下の事実関係についての問い合わせがあったことを報告し、回答を求めるもの。

○ 「米をくん蒸なしで、中国へ輸出できるようになった」旨の筒井前副大臣の会見における発言に関する事実関係について

○ 米、粉ミルク、日本酒が輸出されたとの報道に関し、質検総局は何ら知らせも受けていないが、その事実関係について

イ 資料 b で不適切な管理が指摘された公電の写しの 3 通のうち、平成24年 3 月14日又は15日に農林水産省が接受した 2 通が、筒井前副大臣の指示で、15日昼頃に食料産業局職員から前副大臣室に届けられていたことを確認。

ウ 電話会社に照会したところ、同日、筒井前副大臣室から前副大臣の議員会館の事務所に 2 件（内容は不明）、当省国会連絡室に 1 件（翌日の日程）、FAX送信されていたことを確認。

エ 筒井前副大臣秘書官は、聞き取りに対し、平成24年 3 月15～16日頃、筒井前副大臣からの指示により、前副大臣の議員会館の事務所へ公電の写しをFAX送信するよう部下に依頼した可能性がある」と回答。

また、部下は、3月15日か16日に、当該公電の写しを筒井前副大臣の指示で送付したものである」と回答。

③ 筒井前副大臣への聞き取り

筒井前副大臣に聞き取りを行ったところ、回答は以下のとおり。

- i この公電の写しを受け取ったのは事実だが、FAXで来たのか、直接受け取ったか、覚えていない。
- ii 代表理事に渡した覚えはない。機密とか取扱注意と書いてあるものは、一切渡していない。

④ 代表理事への聞き取り

代表理事に聞き取りを行ったところ、この公電の写しを受け取ったが、誰からか覚えていない。事務方かもしれないとの回答。

⑤ 公電の写しの外部への流出経路

以上から、当該公電の写しは、平成24年 3 月15日、筒井前副大臣室から、前副大臣の議員会館の事務所にFAX送信されたものと考えられる。

なお、現時点では、流出経路は特定できていない。

(2) 行政文書開示請求書

① 調査の端緒

当チームの調査期間中、報道機関から、農林水産業輸出産業化研究会（請求書上は、「農林水産業輸出促進研究会」）の議事録の開示を求める行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。42ページの資料 f）が、食料

産業局係員から代表理事に提供されたのではないかとの取材を受けた。

② チームによる調査

ア 省内で配布を受けた者は、30名（記憶が定かでない者1名を含む）。

イ 食料産業局係員の回答は、以下のとおり。

i 行政文書の開示の判断に当たり必要であったため、代表理事に電話で農林水産業輸出産業化研究会の概要を問い合わせた際、代表理事から開示請求者の氏名等について質問され、口頭で伝えた。

ii 開示請求書は、代表理事及び外部に提供していない。

ウ 筒井前副大臣は、開示請求書を代表理事に渡した覚えはないが、機密性の格付がないのでちょっと定かでないと回答。

エ 上記イ及びウ以外の28名の職員は、開示請求書を外部に提供したり、請求者の氏名を外部に伝えていないと回答。

③ 資料の代表理事への流出経路

以上から、食料産業局係員から、開示請求者の氏名等が口頭で代表理事に伝達されたことが明らかになった。

なお、現時点で、開示請求書の代表理事への流出経路は、特定できていない。

(3) 筒井前副大臣の署名のある確認書

① 調査の端緒

当チームの調査期間中、報道機関から、筒井前副大臣の署名のある平成23年7月1日付けの中国農発食品有限公司董事長宛の確認書（注）の存在について取材を受けた。

（注）協議会が設立され、同協議会による支払が実行されるまでの間、常設展示館の家賃等について中国農発食品有限公司に立替払を要請するもの（資料g。43ページ。外部から提供されたもので、筒井前副大臣の署名のないもの）

② チームによる調査

ア 筒井前副大臣の署名の有無にかかわらず、平成23年7月1日付けの確認書が農林水産省担当部局内に存在していたことは、確認されなかった。

- イ 筒井前副大臣に聞き取りを行ったところ、回答は以下のとおり。
- i 文書は見えていないが、平成23年7月1日の朝、当時農林水産省顧問であった代表理事から地元新潟にいる私に電話をもらった覚えがある。
 - ii その際、確か、文言の一部修正を指示するとともに、自分に代わって「筒井信隆」名で署名することを了解したと記憶している。
 - iii 当時顧問であった代表理事からは、署名付きの文書は、結局、農発食品には出していないと聞いている。
- ウ 当時顧問であった代表理事に聞き取りを行ったところ、回答は以下のとおり。
- i 記憶が定かではないが、当時来日していた中農集団側からこのようなものが欲しいと言ってきたもの。
 - ii 筒井前副大臣にサインをもらったか、あるいは代筆しておけとの話はあったが、相手方に出したかどうか記憶が定かでない。

5 現段階で判明したこと

(1) 外部に流出した「機密性3」の4点の資料

代表理事から外部に提供された資料の中に、「機密性3」の4つの資料が含まれていた（いずれも、代表理事が農林水産省顧問を退任した後に作成されたもの）。

① 資料 a（「米の需給見通しについて」）

- ア 筒井前副大臣説明用と鹿野前副大臣説明用の2種類が存在。
- イ 外部に提供された資料は、筒井前副大臣説明資料（資料 a－①）である。
- ウ 副大臣説明資料の配付を受けた筒井前副大臣及び6名の職員（作成者を含む）は、外部へは提供していないと回答。

② 資料 b、c 及び d

- ア 筒井前副大臣の指示で作成され、町田事務次官、本川官房長及び秘書課長から筒井前副大臣及び同席したA氏に報告。
- イ これら3点の資料の配付を受けた筒井前副大臣及びA氏並びに6名の職員（作成者を含む）は、外部へは提供していないと回答。

(2) 報道機関からの取材のあった資料

① 公電の写し

- ア 通信記録、職員への聞き取り等から、資料 b で不適切な管理が指摘された公電の写し 3 通のうち 2 通が、平成24年 3 月15日、筒井前副大臣室から前副大臣の議員会館の事務所にFAX送信されていた。
- イ 筒井前副大臣は、公電の写しを代表理事に渡した覚えはない、機密とか取扱注意と書いてあるものは、一切渡していないとの回答。
- ウ 代表理事は、公電の写しを受け取ったが、誰からか覚えていないとの回答。

② 行政文書開示請求書（資料 f）

- ア 食料産業局係員は、開示請求者の氏名等を代表理事に口頭で伝えたが、開示請求書は提供していないと回答。
- イ 筒井前副大臣は、代表理事に渡した覚えはないが、機密性の格付が付されていないので、ちょっと定かでないと回答。
- ウ 開示請求書の提供を受けた①及び②以外の28名の職員は、外部へは提供していないと回答。

③ 筒井前副大臣の署名のある確認書

- ア 筒井前副大臣の回答は、以下のとおり。
- i 文書は見えていないが、代表理事（当時当省顧問）との電話で、自分に代わって「筒井信隆」名で署名することを了解したと記憶している。
- ii 署名付きの文書は相手方に出していないと代表理事から聞いた。
- ウ 代表理事は、相手方に出したかどうか記憶が定かでないと回答。
- エ この確認書を、中国側が受け取っていたとしても、中国側に立替払を要請するものであり、国がその債務を負うこととなる内容のものではないと考えられる。

6 各資料と国家公務員法の守秘義務との関係

(1) 機密性の格付

農林水産省の機密性格付は、「情報セキュリティ政策会議」（議長：内閣官房長官）が決定した政府の統一基準に沿って定められたもの。

格付は、機密性の程度に応じ、以下の3つにランク分け。

- ① 「機密性 3」（農林水産省行政文書取扱規則（平成23年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第2号）に規定する「秘密文書」に相当する機密性を要

する情報)

- ② 「機密性2」(「秘密文書」に相当する機密性は要しないが、漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある情報)
- ③ 「機密性1」(機密性がなく、公表することができる情報)

さらに、農林水産省独自の取組として、「機密性2」のうち、情報の参照者や配付手段を限定するなど業務遂行上慎重な取扱いを要する情報を「機密性2A」、それ以外の情報を「機密性2B」の2つに区分。

また、機密性の格付は、情報の作成・入手時に、それぞれの担当者が個別具体的に決定。

これは、以下の理由によるもの。

- ① 当該情報の機密性の高低は、その内容を最も熟知している情報の作成・入手者が、最も的確に判断することができる。
- ② 情報の作成・入手段階で、職員に格付を行わせることにより、以後その情報を利用する職員が、当該情報の格付について、認識を共有することができる。

(2) 国家公務員法の「秘密」と機密性の格付の関係

国家公務員法(昭和22年法律第120号)第100条第1項においては、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定されている。同項における「秘密」とは、昭和52年の最高裁決定によれば、

- ① 非公知の事実であって、
- ② 実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものとされており(最決昭和52年12月19日刑集31巻7号1053頁[徴税トラの巻事件])、ある事項が「秘密」に当たるかどうかは、機密性の格付そのものではなく、上記基準によって判断される。

また、公務員の守秘義務違反が問題となった刑事事件の判例(上記昭和52年の最高裁決定のほか、最決昭和53年5月31日刑集32巻3号457頁[外務省機密漏えい事件]など)においては、裁判所は、「実質的にそれを秘密として保護するに値する秘密かどうか」の判断に際し、情報の漏えいにより生ずる行政上の弊害・支障の程度を考慮しているとも考えられ、実質的な弊害等の発生の可能性を個別に検討していく必要があるものと考えられる。

(3) 各資料の内容についての国家公務員法の「秘密」への該当性

- ① 各資料については、いずれも作成時点では、その内容は一般に了知されていないものであった。

② (2)の刑事事件の判例の考え方に即して、各資料を外部に提供することにより生ずると考えられる行政上の弊害・支障を検討すれば、次のとおり。

ア 資料 a-①

本資料が作成時の状況の下で外部に提供された場合、

- i 元々、米価には政府のアナウンス次第で急激に変動する性質があることから、その時点の米価に大きな影響を及ぼす可能性があるほか、
- ii 消費者等が、米の流通の停滞や価格の更なる高騰といった情報に接することで、米の安定的供給に対する不安を招き、購買行動に混乱が生ずる可能性がある

と考えられる。

こうした状況が発生することで、農林水産省が担う主要食糧の需給及び価格の安定に関する行政の遂行に支障が生ずるおそれ。

イ 資料 b～d

各資料はいずれも、農林水産省職員による不適切な行為の有無についての調査状況に関する資料であるが、これらの資料は、実際の調査と並行して適宜更新しながら作成しており、

- i 資料の作成段階では、確認された行為の内容によっては、職員等の処分等につながる可能性もあったほか、調査途中で外部に提供された場合、その後の調査に支障が生ずるおそれがあったこと等から「機密性3」としたものの、
- ii 資料を最終的に完成させた段階では、高い機密性は失われていた。

また、実際に外部に提供された時点では、調査は一段落しており、秘密としての保護の必要性は失われていたものである。

ウ 公電の写し

外部に流出した公電の写しは、いずれも中国側当局から日本側への事実関係の照会をその内容としている。したがって、本件公電は、「取扱注意」に指定されているものの、本件公電の内容の外部への提供により生ずる行政上の弊害は必ずしも大きいとまでは言えない。

なお、公電の写しは、通常、そのままの様式で外部に広く公表することは想定されておらず、本資料は、取扱注意と指定されていたことにも鑑みると、外部へ提供した場合の服務規律上の責任の問題は残る。

エ 開示請求書の写し

本資料が外部に提供された場合には、行政事務の遂行に大きな支障を来すような事態は想定されないが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）との関係で、外部へ提供した場合の服務規律上の責任の問題は残る。

オ 筒井前副大臣の署名のある確認書

本資料は、現時点で、中国側に渡されているかどうか不明のため、外部への提供により生ずる行政上の弊害・支障について判断することは困難。

- ③ 以上から、資料 a-①の内容について、国家公務員法第100条第1項の「秘密」に該当していた可能性があり、その外部への提供が同項に違反するかどうかは検討に値する。

7 李元一等書記官との面識等

- (1) 省内の調査対象者と李元一等書記官との面識の有無（別紙3。19ページ）
- ① 鹿野前大臣が出席した5回の会合及び筒井前副大臣が出席した7回の会合に、李元一等書記官も出席。いずれも、一対一で面会したことはない。
- ② 今回の聞き取り対象の職員で、李元一等書記官と面識があったのは、5名。いずれも、一対一で面会したことはない。
- (2) 今回の聞き取り対象の関係者全て（56名）が、李元一等書記官に対し、5の(1)及び(2)の資料を提供していないと回答。

8 代表理事から提供された資料の分析

(1) 提供された資料の内容

代表理事から、現在保有している資料68点（別紙4。20ページ）の提供を受け、分析を行った。その結果、以下の事項が判明。

- ① 代表理事から提供を受けた資料68点のうち、農林水産省の資料（農林水産省で作成したか不明のものを含む。）54点（別冊参照）が存在。
- ② 54点のうち、代表理事が農林水産省顧問在任期間中に受け取ったと考えられるものが38点（別冊資料No. 1～38）。その中には、機密性3と表示された表を含む文書（「中国輸出促進協議会へのFAX取りまとめ」（別冊資料No. 1））が1点のほか、個人情報など慎重な取扱いを要する情報を含む内部文書が18点（別冊資料No. 2～19）存在。
- ③ 農林水産省顧問在任期間外に代表理事が受け取ったと考えられるもの

(顧問在任期間中か在任期間外か不明のもの及び農林水産省が作成したか不明のものを含む)が16点(別冊資料No. 39~54)。その中には、個人情報など慎重な取扱いを要する情報を含む内部文書が8点(別冊資料No. 39~45及び51)存在。

(2) 国家公務員法の守秘義務との関係

① 54点の農林水産省の資料の中に、国家公務員法第100条第1項の「秘密」に該当する可能性がある文書は、なかった。

② なお、機密性3と表示された表を含む別冊資料No. 1は、

ア 外部の方も参加した「中国輸出促進協議会(仮称)設立準備幹事会」(平成23年2月4日)で配布された資料の一部で、

イ 内容も、協議会に関心のある企業や団体等の担当者の連絡先等であり、国家公務員法第100条第1項の「秘密」に該当する可能性があるとは考えられない。

また、代表理事は、当時農林水産省顧問であり、顧問として当該会議に参加して別冊資料No. 1を受け取っていた。

(3) 代表理事への聞き取り

54点の農林水産省の資料について、代表理事に外部への提供の有無を確認したところ、覚えていないが、協議会に関心のある人のリストは、協議会の設立に必要なので、見せたりしているかもしれないとの回答。

9 今後の対応

(1) 外部への提供が確認された資料 a-①等について、外部への提供者の特定につながる情報や資料等の提供を引き続き求める。

(2) 資料 a-①については、国家公務員法第100条第1項の「秘密」に該当していた可能性があり、一般職の農林水産省の職員が外部へ提供したことが明らかとなった場合、同項の守秘義務違反に該当するとして告発することも含め、関係当局と相談。

(3) 機密性の高い資料の外部への提供が新たに判明した場合、今回と同様に調査を実施。また、資料の外部への提供に関し、不適切な対応が判明した場合には、厳正に対処。

(4) 機密性に応じた的確な情報管理を徹底し、機密を保持するため、以下のとおり、機密性の高い情報の管理手法を改善。

- ① 「機密性 3」には、秘密文書のほか、秘密文書に相当する機密性を有する情報も該当し、外延が不明確であることから、これを限定。
- ② 「機密性 3」の格付の際、個々の担当者でなく、局長等が判断する仕組みを導入。
- ③ 「機密性 3」の情報の配布先を限定するとともに、配布先（流出した場合には、流通ルート）を特定できるよう、ナンバリングを実施。
- ④ 「機密性 2 A」「機密性 2 B」の区分や、複雑な取扱制限の種類を整理統合し、単純化。

等